

「資産除去債務（環境債務）ソリューション」サービス開始 《東京カンテイ・三菱総合研究所》

環境リスクの効果的な把握と対策提言を安価&トータルに提供

株式会社東京カンテイ(代表取締役社長 松村優一郎 東京都品川区上大崎3丁目8番3号)は、10月1日より、株式会社三菱総合研究所(代表取締役社長 田中将介 東京都千代田区大手町2丁目3番6号)と連携し、「**資産除去業務(環境債務)ソリューション**」サービスの提供を開始しました。

本サービスにおける資産除去債務の対象範囲は土壌汚染とアスベストであり、土壌汚染では環境リスクの簡易診断から対策支援までのトータルサービスを提供します。当面は金融機関向けを中心に展開し、土地保有者に対するサービスに適用していただく予定です。

◇ 資産除去債務（環境債務）とその把握の必要性

資産除去債務は、土壌汚染やアスベストなどの環境対策費を債務として計上することなのですが、これまでは除却時に影響が出ていたのみでした。しかし、今後の日本における会計基準は国際会計基準との整合性確保のため、資産除去債務を会計基準として取り入れることが検討されています。

資産除去債務が会計基準として取り入れられると、土地や建物などの固定資産に含まれる環境回復のための費用などを、今後は決算ごとに評価額から差し引くことが必要となります。

◇ 本サービスの特徴

特徴1	東京カンテイと三菱総合研究所に蓄積されている全都道府県のサンプルをベースにシステムを開発。 全国の地域性を加味し、信頼性の高い サービスを提供。
特徴2	システム開発と評価手順を標準化することにより、 大幅なコストダウンと納期短縮 が可能。大量処理が求められる金融機関様の負担を最大限に軽減。
特徴3	東京カンテイと三菱総合研究所の実績・ノウハウを共有することにより、土壌リスクだけでなく 資産評価に関する環境リスク全般を総合サポート 。

東京カンテイでは、今後予定される**国際会計基準の導入**に向けてもサポート体制を整えています。不動産鑑定評価、建物診断（エンジニアリングレポート）、PML評価、アスベスト対応解体費用算出サービス等、不動産の資産評価全般に関するサポートサービスを取り揃え、これらをワンストップで継続的に提供します。

— 本件に関する問い合わせ先 —

■株式会社 東京カンテイ <http://www.kantei.ne.jp/>
〒141-0021 東京都品川区上大崎2丁目24番15号

アセット事業本部(担当:岩下) TEL:03-5719-6641 FAX:03-5719-6642 E-Mail:asset@kantei.ne.jp

■株式会社 三菱総合研究所 <http://www.mri.co.jp/>
〒100-8141 東京都千代田区大手町2丁目3番6号

経営企画部広報グループ(担当:馬場・山村)TEL:03-3277-0003 FAX:03-3277-3490 E-mail:ccd-mg@mri.co.jp
先進ビジネス推進センター(担当:千葉・氷川)TEL:03-3277-3445 FAX:03-3277-3480 E-mail:soil@mri.co.jp